

重要事項説明書

(訪問看護)

事業者：リハビリ訪問看護ステーションこかげ

訪問看護重要事項説明書 [令和4年4月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所：リハビリ訪問看護ステーションこかげ TEL : 047-404-5099
FAX : 047-499-2108

担当 長嶺 拳造

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

- ・鎌ヶ谷市 高齢者支援課 TEL : 047-445-1141
- ・松戸市 高齢者支援課 TEL : 047-366-7346
- ・白井市 高齢者福祉課 TEL : 047-492-1111
- ・船橋市 高齢者福祉課 TEL : 047-436-2352
- ・柏市 介護保険課 TEL : 04-7167-1135
- ・市川市 介護福祉課 TEL : 047-334-1111
- ・国民健康保険連合会 TEL : 043-254-7428

2 リハビリ訪問看護ステーションこかげ の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリ訪問看護ステーションこかげ
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢3-4-51 コロニーB5
介護保険指定番号	訪問看護事業 (千葉県 号)
サービス提供地域	船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市 柏市 市川市

(2) 営業時間

月 ~ 金	午前8:30 ~ 午後17:30
-------	------------------

(3) 休業日

12月28日~1月3日、お盆休み

(4) サービス提供時間

月 ~ 金	午前9:00 ~ 午後17:00
-------	------------------

(5) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師・准看護師	0名	4名	4名
理学療法士	理学療法士	1名	2名	3名

3 サービス内容

訪問看護計画に沿って、下記のサービスを行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

(1) お客様ご負担分

- 1) 訪問看護費 介護度・時間数によって変わります/回数
- 2) 訪問看護初回加算/初月のみ 300 単位
- 3) 訪問看護訪問回数超過等減算 予防訪問看護訪問回数超過等減算-8 単位/日 (理学療法士介入の方のみ)
- 4) 予防訪問看護 12 月減算 2 -15 単位/日 (要支援の方のみ)

	提供時間	正看護師・保健師	理学療法士等
要支援	30分介入 40分介入	470 円	592 円
	60分介入	827 円	
要介護	30分介入 40分介入	491 円	613 円
	60分介入	858 円	828 円

※お客様にお支払い頂く料金は上記の単位に地域加算が加算された 1 割分の金額になります。ただし、負担割合によって金額が変わる方もおりますのでご了承ください。介護保険の計算方法による若干の誤差により金額が異なる場合がありますのでご了承ください。

○自費をいただくもの(介護保険適用外) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。1 kmにつき 10 円。

駐車場が用意できない場合は、近隣の駐車場を利用いたしますので実費にて請求させていただきます。

(3) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了 (以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様が自立歩行困難、または運動プログラムを理解困難となった場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終

了させていただく場合がございます。

- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

【会社の概要】

社名 株式会社 こかげ
資本金 3,500,000円 *令和4年4月1日現在
社員数 24名（パート含む）
設立 平成22年 6月
所在地 千葉県鎌ヶ谷市北中沢3-1437-19
代表者 代表取締役 笹沼 一夫

【事業内容】

訪問看護事業／介護予防訪問看護事業

【事業者】

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3-1437-19
株式会社 こかげ
代表取締役 笹沼 一夫 印

【事業所】

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3-4-51 コロニーB5
リハビリ訪問看護ステーションこかげ（指定番号千葉県 1262690170 ）
上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由：

署名代行者氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

私(利用者及び家族又は代理人等)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 使用する目的
利用者のための介護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、施設職員と事業者との連絡調整等において必要な場合
- 2 使用する事業者の範囲
サービスを提供する事業者
正当な理由がある場合に限り関係各機関
- 3 使用する期間
契約締結から 契約終了まで
- 4 条件
(1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

年 月 日

株式会社 こかげ リハビリ訪問看護ステーションこかげ

代表取締役 笹沼 一夫 _____

利用者氏名 _____ ㊞

家族又は代理人等 _____ ㊞